

平成18年度第2回青森県行政改革推進委員会での委員等発言要旨

と き 平成18年12月26日(火)午前10時30分から
ところ 青森県庁西棟 8階 大会議室

出席委員 9名 青木委員、阿部委員、内田委員、加福委員、今委員長、大黒委員、
田中委員、程川委員、山本委員
欠席委員 6名 木村委員、工藤委員、古川委員、佐々木委員、佐野委員、福士委員

今委員長

この委員会は、年2回開催することになっており、1回目は前年度の主要な達成状況を確認すること。2回目は、中間段階で、これまでどういうことをやってきたか、それから、来年度に向けてどういうふうにするかということ審議している。

本日の議題は、「青森県行政改革実施計画に係る平成18年度の実施状況等について」が一番目。二番目が、「行政改革の新たな取組事項について」であるので、この順番に従って審議を進める。

それから、報告として、「中期財政試算・ローリングについて」もお話いただく。

まず、県側から一括してこの三つについて説明いただいた上で、その内容等について意見交換するという形で審議を進めたい。

意見交換の進め方については、本日、皆様のお手元に配付しているが、委員から事前に事務局へ提出されている意見があるので、まず最初に、これについて提出委員から改めて御発言いただき、それから県に回答をお願いする。

それを終えてから、提出委員からの再質問、それから他の委員からの関連質問、その他の新たな御意見、御質問等をお願いしたい。

それでは、県から説明をお願いします。

若宮行政改革・
危機管理監

ただ今、委員長から紹介があったように、本日は議題1「青森県行政改革実施計画に係る平成18年度の実施状況等について」、それから議題2として、「行政改革の新たな取組事項について」の以上2点について委員の皆様方の御意見等を賜りたく開催させていただいた。

報告事項になるが、併せて財政当局が本年10月に行った財政改革プランに係る「中期財政試算のローリングについて」も併せて説明申し上げます。

資料1により、18年度の実施状況等について説明申し上げます。

平成18年度の実施状況としては、新規実施分97件及び継続実施分194件の計291件に取り組んでおり、これらの全てについて実施できる見込みとなっている。

実施項目の主なものとしては、三つに分けて書いているが、出先

機関の統廃合及び業務運営体制の見直し、警察署及び交番・駐在所の統廃合、行政サービス提供施設等の再編・廃止等。また、定員適正化、諸手当等の見直し、総務事務センターの集中処理事務の前倒し実施、公社等の統廃合等。また、指定管理者による管理の実施、県有施設等への広告掲載料の徴収に取り組んでいるほか、平成18年度以降の実施計画に基づく取組について、より一層の徹底・加速をしていくこととし、平成19年度から実施することとしている県立病院改革、平成20年度の移行を目途としている試験研究施設及び県立保健大学の地方独立行政法人への移行などをはじめ、後年度の取組の実施に向けた具体的な検討に積極的に取り組んでいるところである。

その次の表だが、実施計画の18年度の欄が新規96件、継続194件、計290件となっているが、これに対して、取組実績は291件全てについて実施できる見込みとなっている。差引が1となっているが、これは当初予定していなかった審議会の統廃合が1件実績としてカウントされたものがある。

次に、2ページ、平成18年度の取組の現時点における進捗状況について。

表を御覧いただきたい。の既の実施済みのものが、先ほど申し上げた291件のうち124件となっている。それから、の取組が相当程度進んでいるものが107件、の取組がある程度進んでいるものが41件、の取組があまり進んでいないものが4件となっている。

の年度末にかけて検討・決定するものが15件となっている。

の4件だが、いずれも住民や関係機関等への説明が今後行われる予定であり、間違いなく年度末までには実施される見込みである。

の15件については、いわゆる制度上、あるいはシステム上、年度末に行われるもので、例えば、公社からの職員の引揚げ、これは3月31日付けで行われるのが通例だが、そのような類のものが15件である。

3番目の経費削減等の見直し効果だが、平成16年度から平成18年度の取組実績並びに平成19年度以降の実施計画に基づく県行政全般にわたる見直しの効果として、367億円の削減効果等が見込まれており、前回の委員会で報告申し上げた本年5月の平成17年度の取組実績取りまとめ時点から見ると、この段階で366億円であったわけだが、1億円上回る削減効果となる見込みである。

参考までに、括弧書きにあるが、この度の行政改革をスタートした平成16年度時点での削減効果見込額は320億円であったが、これに比較して、金額にして47億円ほどの徹底・加速による効果が出ている。

以上が、資料1の平成18年度の取組状況等であるが、主な項目について、行政経営推進室から資料2によって説明させる。

主な実施項目の取組状況等について説明する。

詳細な内容は資料3のとおりであるが、その主なるものについて資料2として取りまとめているので、この資料2に基づいて説明する。

まず(1)として、主な実施事項の取組状況について。

組織の簡素・効率化に関しては、一つとして平成18年度末で漁業試験調査船東奥丸を廃船する。

二つ目として、平成19年4月までに幸畑駐在所ほか18駐在所を廃止し、八甲田交番ほか3交番の新設をする。また、交番等182箇所を167箇所とすることで、警察官の集中配置等により、パトロール体制の強化を図っている。

次に、職員給与の適正化に関しては、諸手当の見直しとして、旅費の見直しがある。これは、出張時の日当を廃止し、旅費雑費を支給するというもので、関係条例を11月定例県議会において改正した。

次に、事務処理の効率化に関しては、総務事務センター(仮称)に關係して、給与等の集中処理を平成18年10月から本庁等について前倒しで実施している。

次に、歳入確保の取組に関しては、県有施設等への広告掲載料徴収制度を実施し、広告掲載要綱及び広告掲載基準を6月に制定した。県の広報紙と県のホームページへの掲載を募集したが、1回目の募集が不調のため、現在、再募集を行っているところである。

次に、2ページ、持続可能な財政構造の確立に向けた財政運営に関しては、平成19年度当初予算編成に当たり、平成18年度当初対比でマイナス5%から20%の見積限度額を設定し、予算編成作業を進めている。

次に、行政サービス提供施設等の再編と運営体制の見直しに関しては、県立海洋学院を平成18年度末で廃止することとし、2月の定例県議会に關係条例の廃止を提案する予定としている。なお、これに關係して、必要となる研修業務を平内町にある増養殖研究所で実施する予定である。

もう一つ、公営企業の電気事業の見直しに関しては、新規発電計画の見直しに向けた調整を現在進めている。平成18年7月に国土交通省に津軽ダム使用権設定取下げ申請をした。

次に、市町村との連携協働に関しては、市町村への事務権限の移譲について、平成19年度以降の移譲のための年次計画を平成18年10月に策定した。これに伴い、11月定例県議会において、關係条例を改正した。

次に、公社等の改革に関しては、魚価安定基金制度を平成18年度末に終了することに伴い、青森県沿岸漁業振興協会も平成18年度末で廃止する。

次に、職員の能力向上と意識改革に関しては、本年度から全職員を対象とした目標管理型の人事評価制度を実施している。

次に、3ページ、(2)として進捗状況が、取組があまり進んでいない事例として二つ参考までに載せている。先ほどの説明にもあったが、県の施設の見直しや業務運営体制の見直しに伴い、関係団体及び地元住民の皆様方に対する説明が少し遅れているというものである。

例として挙げているのは、青森県農林総合研究センター砂丘研究部の廃止については、見直しの方は進んでいるが、これから年度末に向けて関係団体等へ説明をしていくこととしている。

児童相談所の業務運営体制の見直しについては、検討も慎重にしており、今後この検討に併せて年度末までには関係機関等へ説明していくこととしている。

次に(3)として、進捗状況が、年度末にかけて検討・決定するものについても二つ例示している。

一つには、毎年度の知事部局本庁組織の見直し、それから先ほど説明したが、県派遣職員の公社からの順次引揚げ。これらも年度末までに具体的な検討をし、実施していくものである。

最後に参考として、平成17年度取組実績において、評価が、取組があまりできなかった項目についてである。ダム堆砂測量業務委託の管内一括発注によるコスト縮減については、昨年度は雪が早く降り過ぎたために、検討はしたものの結果として実施できなかったものである。本年度は、複数のダムが所在する3県土整備事務所全てで既にこの業務を一括委託したところである。

続いて、議題2の行政改革の新たな取組事項について。

資料4を御覧いただきたい。

趣旨であるが、本県の行政改革に係る取組は、青森県行政改革大綱に基づき、青森県行政改革実施計画において、215項目にわたる実施事項とその実施工程1,361件を計画し、これまで鋭意取り組んできた結果、平成18年度末までに新規実施に係る実施工程637件の約94%が処理できる見込みとなるなど、行政改革の取組は着実に進んでいるところである。

しかしながら、本県の行財政は依然として厳しい状況にあり、自主自立の青森県づくりを支える行財政基盤の確立に向け、行政改革をより一層徹底・加速していく必要がある。また、本年7月に示された、いわゆる骨太の方針2006を踏まえて、本年8月に国から示された地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針においても、各地方公共団体に対し更なる行政改革の推進が求められているところである。

以上のことから、本県の行政改革を一層推進する取組として、平成19年度以降の実施計画に基づく取組について、早目早目に取り組むほか、既定の実施事項の取組内容の拡大や新たな取組事項の掘り起こしなど、県行政全般にわたり積極的に見直し等の検討を行い、行政改革の新たな取組事項に取り組むこととするという趣旨である。

2番目、行政改革の新たな取組事項について。

全庁的な掘り起こし等の実施により、今後、19年度、20年度の2年間で取り組むこととした行政改革の新たな取組事項は、別紙に掲げるとおりである。別紙については、この後説明する。

次の3番、今後の対応であるが、上記2に、つまりこの後説明する別紙に掲げる事項の実施に当たっては、行政改革実施計画の所要の見直しなどを行い、取組を進めていきたい。

また、2に掲げる取組事項のほかにも、引き続き見直し等の検討を進め、実施に移していく。

ほか以下の所であるが、具体的には、このように取りまとめするまでのこれまで過程として、全庁的に新たな掘り起こし作業をやってきたわけであるが、折り返し後の2年間では実現に至らないものであるとか、あるいは、中長期的観点から次の改革に繋げていくべきようなもの、あるいは、解決すべき課題等があって今回は調整までに至らなかったものなどがある。それらについては引き続き検討を進め、実施に向けて取り組んでいきたい。

次に、2ページの別紙について。

これは、具体的に新たな取組事項として実施していきたいというものである。ナンバーの順に説明申し上げる。

1番目、公会計の整備の推進。

右の概要にあるように、国の動向を踏まえ、発生主義の活用及び複式簿記の考え方の導入による公会計の整備について検討する。これは、先ほども申し上げたが、本年8月に国から示された新たな行政改革の推進に関する指針も踏まえた取組である。

2番目も今申し上げた指針を踏まえた取組で、資産・債務管理の推進。

資産・債務の状況等の総点検及び未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策の策定について検討するというものである。

3番目、出先機関の総務関係業務の集約化。

これは、本庁に引き続き、出先機関においても総務関係業務の効率的執行等を図るため、合同庁舎単位等で、各出先機関の契約・支払といった財務事務をはじめとする総務関係業務等を集約するというものである。

4番目、庁舎・県有施設の利用調整の推進。

廃止・遊休施設の利活用及び庁舎等の集約・複合化について、全庁横断的に調整を進めるとともに、利用調整により不用となった施設等について、積極的に売却を進めるというものである。

5番目、職員公舎のあり方等の見直し。

職員公舎のあり方を抜本的に見直すとともに、老朽化のみならず資産価値等にも着目した存廃の検討を行うなど、公舎の集約・売却等を積極的に推進するというものである。

6番目、行政資料の有償頒布。

県の施策に関する計画や報告書、各種白書など県が作成する刊行物について、有償頒布を検討するというものである。

7番目、県主催イベント等へのスポンサー制の導入検討。

県主催イベントへのスポンサー制の導入について検討を行うものである。

8番目、都市公園スペースの積極的活用。

都市公園、これは県では青い森公園であるとか、総合運動公園等があるが、そういった都市公園の空きスペース等について、商業活動等に有料で貸し出すなど、積極的な活用を図るというものである。

9番目、県有施設等へのネーミングライツの導入検討。

県有施設等へのネーミングライツの導入について検討する。ネーミングライツについては、次のページの欄外に用語説明を載せているが、施設などに企業名やブランド名を付与する権利のことで、命名権とも呼ばれるものである。

10番目、市場化テストの実施検討。

これも、国の指針を踏まえた取組という面もあるが、公共サービス改革法に定める特定公共サービスに関し、サービスの質の向上や経費節減等を図るため、市場化テストの実施を検討するというものである。既に国ではモデル事業を始めており、メディア等で御覧になっているかと思うが、青森県としてもそういう取組に着手するものである。

11番目、アウトソーシング商談会等の実施による民間委託の推進。

これは、外部委託等のアウトソーシングに関しては、これまで我々県側、発注者の視点からのみの取組と言って良かったと思うが、そうではなくて、民間委託に係る意見・情報交換等を行うアウトソーシング商談会の開催や民間企業等からの新規委託に係る企画提案等の募集等を行い、県業務の民間委託を新たな視点から一層推進するというものである。

以上が、資料4の説明である。

続いて報告事項であるが、財政改革プランの中期財政試算のローリングについて、財政課長から説明させる。

私からは、この10月に試算、公表した中期財政試算・ローリングについて報告申し上げます。

試算は、財政改革プランの期間、16年度から20年度の5年間の財政見通しについて、毎年度、その時々直近の状況を基に置き換えている。今回も18年度当初予算、更には17年度の最終予算の数値を基礎として、試算をローリングしたものである。

1ページの中ほどの表から説明申し上げます。載っている数字は、歳入・歳出の差引の財源不足額を抜き出して並べたものである。

まず、16年度から20年度までの財政改革プランの期間中の財源不足の状態であるが、財政改革プラン策定時に、財政改革プランで折り込んだ種々の改善を行った上で想定した姿が(1)である。これで見ると、16年度で104億円程度の財源不足があるが、最終的には、20年度で10億円程度の財源不足まで下げる。参考までに、18年度以降20年度までの3年間の財源不足の総額としては、205億円程度に留めるという計画であった。それが、皆様御承知のとおり、16年度の地方交付税総額の大幅削減の影響があり、その結果、(3)16年5月の中期財政試算では、16年度の財源不足額が162億円に一部拡大し、それ以降も拡大をして、最終的には20年度で273億円の財源不足。18年度から20年度までの財源不足としても887億円となり、当初の計画より682億円ほど拡大した。

(4) 昨年この場でも説明した17年10月時点での中期財政試算の姿としては、18年度以降571億円の財源不足。改めて今回ローリングした最新の財政見通しとしては、(5)にあるとおり、18年度が159億円、これは当初予算の仕上がりの現実の姿。そして、19年度で213億円、20年度で167億円となり、18年度以降の3年間の財源不足をトータルすると539億円の見込みとなる。

結果として、基金残高、財源不足については、毎年の歳入・歳出のギャップを県の貯金を取り崩して充てるといった形になるので年々減少を続けるが、20年度末では128億円の基金残高と見込まれている。

その下に、財源不足額の改善額ということで、この1年間の動きを分析したものを載せている。1年前の姿と比べて18年度以降3年間の財源不足の動きとしては、B-Aで32億円ほどの改善が図られたということである。

この中身を分析すると、まずは16年度で大きく交付税が減ったわけであるが、引き続いた17、18年度でも、減少幅は小さくなったとは言え、そういう傾向は続いている。そういったことで、18年度の地方財政対策による影響がこの3年間引き続くと、199億円のマイナス要素となる。一方で、18年度当初予算を始めとして、行政改革大綱の徹底・加速等もあり、231億円ほど取組を加速して改善を図り、トータルで32億円の改善となっている。

1ページの下に、試算のポイントとしてまとめているが、まずは18年度から20年度までの3年間の財源不足は、地方財政対策によって199億円の更なる財源不足額が拡大した。一方では、18年度当初予算編成において、財政改革プラン、行政改革大綱の徹底・加速等により231億円ほど改善した。その結果、20年度末の基金残高は128億円のプラスを維持する見通しである。

ちなみに、昨年説明した1年前の時点では20年度末は8億円で、辛うじてプラスを維持する見込みとなったわけであるが、120億円ほど基金残高として復元できるのではないかと見通している。

2ページになるが、今後の財政運営の基本的な基調については、昨年の中期財政運営指針でも申し上げたところであるが、まだ20年度においても構造的な単年度収支が生じる見込みとなっており、引き続き毎年度の財源不足額の圧縮、更には予算執行段階の改革等を通じてできる限り基金の復元に努めることが一つ。

もう一つは、20年度までに元金ベースでのプライマリーバランスの黒字化を何としても目指したい。プライマリーバランスについては、後ほど説明する。

3ページであるが、これがローリングの結果を具体的に表にしたものであり、後ほど御覧いただきたい。歳入・歳出の内訳を表示している。

4ページになるが、16、17、18年度の3年間、財政構造改革に取り組んでいる。まだ今も途上にあるわけだが、この間の改革の姿をまとめている。

まず一つとして、本県の財政力に見合った歳出規模への改革の姿であるが、どういったものになっているかというと、標準財政規模に対する現実の歳出総額の倍率を、本県、東北平均、更には本県と同様に財政力の一番低いグループの平均と、この三つのグルーピングで折れ線で表示している。

標準財政規模は、言うなれば交付税や税収など、いわゆる一般財源のその団体の標準的な大きさのことで、これは全国共通の物差しであり、これが一つの客観的なベースになるので、それぞれの県の標準財政規模に対する現実の歳出規模等を分析したものである。

例えば、歳出総額の推移を御覧いただくと、財政改革期間に移行した以降については、算出規模についても改革を続けて、だいぶ他所のグループ並みに近づいているという姿になっている。参考までに、人件費の状況、更には普通建設事業費の状況についても併せて示している。

6ページ。もう一つの視点として、将来世代への責任。

人口減少社会に移行しつつある中で、特に大事な視点かと思うが、将来世代への責任ということでプライマリーバランス、これは国の方

でもよく最近議論のまな板に乗っているところであるが、プライマリーバランスについて改善の姿を示している。

上の表は元金ベースであり、元金と利子のベースで見た場合には、16年度から3年連続で黒字を続けている。

それから、下の表が元金ベースでのプライマリーバランス。これも改善を続けているが、正にここを20年度までの黒字化という目標を持って進んでおり、18年度の状況では、まだ29億円の赤字という状況である。

具体的にプライマリーバランスの中身を説明したのが7ページの図である。

まず、端的に言うと、借金以外のその年の歳入でその年の歳出を賅うというふうな概念であり、裏返せば、新たな借金は元金償還額の範囲で行うというふうなことになるかと思う。

左側が利息までを含めたベース。それから、右側が元金だけのベースで、実際に右側の状態になると、新たな県債発行額にその元金を返す償還額が見合う、バランスが取れた状態であり、県の借金残高は増えない。これを黒字化することによって、借金残高がマイナスに転換していくというふうな概念である。

県としては、元金ベースでのプライマリーバランスの黒字化達成を20年度までに目指すということで現在取り組んでいるところである。

今委員長

ありがとうございました。

県から取組状況とこれからの取組、最後に財政の状況について説明があった。

予め、この資料を委員の皆様方に渡し、意見を求めていたが、委員から既に提出されているものがある。これも皆様方に渡っているかと思うが、これについて提出委員から改めて発言をいただき、県から回答をお願いしたい。

それでは、田中委員から意見が出ているので、田中委員、よろしく願います。

田中委員

予めいただいた資料を読ませていただき、特に資料3の細かい事柄について、幾つか気になったことがあったので、それについて質問させていただきます。

まず、資料3の15ページにある入札制度の運用・改善について。

周知のとおり、最近、談合問題がいろいろな県で起こっており、一般競争入札にすれば良いといったようなことが、いろいろな方からの意見としてマスコミ等で報道されている。新聞等によると、これは単純ではないと思うが、本県は単純化して落札率が93%を超えている。

普通95%を超えると談合の疑いありという具合に考えるのだそうだが、長野、宮城等は70%後半。そうすると、青森県の場合、その記事によれば落札率が非常に高い部類に属する。この入札制度の改善を至急行うべきではないかという感じを持っているので、昨年度でも良いが、改めて工事落札率について、一般県民が分かるように説明していただきたい。

そして、この競争入札について早目早目に改革することが、税金の無駄使いを防ぐことにもなるので、最も大きい、しかも緊急を要する行政改革の一つではないかと思う。この点について、県民に分かるように説明していただきたい。

17ページになるが、2番目は、前の会議でも質問した自然環境型税制の検討・整理について。

これも、私達のような一般庶民の感覚から言うと、税金の家計への負担が、来年度また増えてくるという状況になる。住民税、所得税の定率減税の廃止、あるいは、国民年金、厚生年金の保険料の増加、介護保険、医療保険、その他いろいろな面でジワジワと家計の負担が増している状況にある。公務員感覚から言うと、環境税は一人1,000円少々のことだし、他の県でも行っているからという感じで捉えている面がなきにしもあらずというふうに感じている。心理的な意見もあるわけなので、むしろ、この環境税については行うべきではないと私は思っている。特に青森県の情勢等を踏まえると、今の予算をそのまま暫く維持していくということが当然ではないかと思うので、この件について、一体今までどのくらいの環境対策費が使われているのか聞きたい。

3番目、同じ17ページの超過課税、不均一課税について。

何かで調べれば良かったのだが、それができなかったのも、その意味について説明していただきたい。

4番目、18ページの白神山地ビジターセンターの映像体験ホールに係る観覧料等の徴収について。

観覧料等の徴収を始めたとあるが、それはそれとして意味があることだと思うが、単純にそういう具合に徴収すれば良いというのであれば、いわば県民の立場に立っていない考え方である。そちら側の状況も踏まえて、こういうことはやらないといけないのではないかと思う。徴収の結果、入場者数等に変化があったのか、その辺の事後把握が必要だと思ったので、分かっているのであれば教えていただきたい。

5番目、19ページの漁港施設占用料等の算定方式等の見直しについて。

漁港施設占用料の算定方式等の見直しを行ったとあるが、おそらくこれも非常に面倒な方式だろうと思うが、どのような見直しをしたのか、一般県民に分かるように説明していただきたい。

なお、青森県にはいろいろな港がある。その港には、いろいろな船が出入りしているわけだが、おそらく船の出入りについて使用料というか、入港料というか、これを取っているはずである。例えば、三沢漁港辺りは県外からかなり船が入っているようなので、そういう漁港については、施設占用料だけでいいのかということもある。

それから、これは県だけの収入になるのか。市町村にも入るものなのかという点も含めて説明していただきたい。

その下になるが、6番目は、本庁へ入居している団体の使用料について。

いろいろ細かく説明してあるが、その文章を読む限りにおいては、全部が使用料全額免除になっているという意味にしか取れないが、そこはどうなのか。もしそうだとすれば、本庁に入居している団体については免除であるけれども、出張所等に入居しているのは、逆に取るということになるのか。少し甘いのではないかという感じも持ったので、その辺についても説明をお願いしたい。

以上、非常に細かいことになるけれども、資料を読ませていただいた結果、少し疑問に思った事柄を質問事項として掲げさせていただいた。

最初の入札制度の運用改善の部分についてお答えする。

まず、工事の落札率の状況だが、先ほど田中委員から93%という数字が出たので、中身を少し分かりやすくお知らせする。

設計額4億円以上のものが、いわゆる制限付一般競争入札を含む一般競争入札で、これは昨年度の件数は4件、落札率が85.99%である。次に、設計額5千万円以上4億円未満が公募型指名競争入札で、これが322件、落札率が91.69%である。それから、5千万円未満が指名競争入札で、これが2,730件、落札率が94.09%である。それから、地方自治法で250万円以下のものが随意契約となっているので、これらによるものが330件、落札率が95.27%である。合計3,386件、落札率で93.97%となるが、この落札率は、全国47都道府県の中では23番目となっており、ほぼ中ほどである。

次に、一般競争入札の拡大については、これまで競争性、透明性の向上を目指して、平成20年度を目標に対象金額の拡大を検討してきたところである。先般、12月18日に全国の知事会で公共調達改革に関する指針が示された。県としては、これを受けて、一般競争入札の拡大の実施時期及び対象金額拡大の見直しを行っているところである。

なお、一般競争入札の拡大については、課題も若干ある。例えば、公告、資格審査、入札等の事務量の増大。これは人件費の増加になる。

県民生活文化課
三上企画調整報
道監

その他、工事管理システムの修正にも多額の費用を要する。これらの課題をクリアしながら、今後も拡大の検討に努力して参りたいと考えている。

質問のあった当部関係2点について回答申し上げます。

まず、1点目、自然環境対策に係る予算関係について。

今、田中委員から質問があったが、自然環境対策は大変範囲が広い。また、当部以外の部局においても同対策のためにいろいろな事業を展開しており、今回は、当部のうち自然保護課に係る18年度予算の状況を説明し、回答とさせていただきたい。

自然保護課の18年度予算については、人件費も含めて約4億円程度となっている。人件費がそのうち約半分程度である。

そのうち、自然環境保全対策に直接関わるとされる経費について説明すると、白神山地への来訪者の受け入れ態勢の整備等に要する経費として、3,462千円。また、県内に生息する希少な野生生物を保護するため、生息状況の地図情報化と保護対策の検討に要する経費として240万余円。さらには、天然記念物である下北半島のニホンザルの保護管理対策経費として396万円などの予算が挙げられる。

次に、白神山地ビジターセンターに係る映像体験ホールの関係について。

同センターについては、本年4月から指定管理者制度を導入すると同時に、映像体験ホールを有料化している。本年4月から11月末までの8箇月間の映像観覧者の累計者数は25,197人で、平成17年度の同期間と対比すると10,737人、率にして約30%ほど少なくなっている。

この減少の要因としては、同センター自体への入館者が減少傾向にあり、平成13年度から17年度までの過去5年間でみると、平成15年度の85,771人をピークとして、16年度、17年度とそれぞれ約10%ずつの割合で減少している。

また、上映開始時間が決まっており、その映写時間が約30分で、団体客のスケジュールの都合により、その体験ホールに立寄らないで無料観覧場所のみ観覧して帰る場合も多い状況になっている。

税務課
青山課長代理

超過課税、不均一課税の意味についての質問にお答えする。

まず、地方税法においては、地方団体が課税する場合において、通常よるべき税率として標準税率を定めている。これに対して、超過課税は、各地方団体が、財政上その他の必要があると認める場合に、地方税法で定める標準税率を超える税率で課税することを言う。

また、不均一課税については、超過課税とは逆に、公益上その他の事由により必要がある場合において、軽減された税率で課税すること

農林水産政策課
鳴海課長

を言う。

漁港施設の占用料であるが、これは、県内に51ある県管理の漁港施設で、漁業協同組合等が利用する場合に納入していただくものである。

その算定方法は、固定資産税課税台帳の評価額に、例えば、建物の場合などは評価額に4%を掛けて算定している。ただ、平成6年度にこの評価額が、評価替えにより大幅に見直しされ、数倍にもアップした。そこで平成6年度から、この急激にアップした評価額で算定するとなかなか厳しいということで、急激な負担増を緩和するために、平成6年度からは平成5年度の評価額に対して、毎年度、数パーセントずつアップしていくこととし、平成9年度からは前年の2.5%アップで調整した評価額により算定してきた。これを平成18年度から5%にアップして、納入していただくことにしたものである。

単純に言えば、今までは、前年よりも2.5%ずつアップしていたものを平成18年度から5%アップにしたという見直しを行ったものである。

これにより、占用料は、額にすると17年度が8,464万円であったが、18年度の見込みは8,904万円となり、約440万円ほど増額となる見込みを立てている。

また、今言ったのは県管理の漁港を対象にしているので、あくまでも占用料は県のものになる。

漁船の使用料は占用料とは別で、使用料についても、八戸や三沢などの大きな漁港の場合納入していただいております。この使用料は、水揚げ金額の1,000分の0.5、即ち0.05%を納入していただいている。

総務学事課
小林主幹

本庁に入居している団体の使用料についてであるが、現在、本庁に入居している団体は30団体であり、その中の8団体については使用料を徴収している。残りの22団体については、青森県行政財産使用料徴収条例第4条で、県の便益となる事務又は事業を行う公共的団体がその事務所として使用する場合に免除する等の条項を適用し、全額免除しているものである。

参考までに、使用料を徴収している団体は、銀行、郵便局等で、これらの団体については全額徴収している。

免除している団体の主なものとしては、地共済青森県支部、青森県職員厚生会、統計協会等で、これらの団体は事務局員のほとんどを職員が兼務しており、県の事務事業の補完的な役割を果たしている団体であるため、全額免除している。

今委員長

ありがとうございました。

質問の6点について回答いただいたが、田中委員、よろしいか。

それでは、本日説明いただいたものも含めて、これまでの説明について質問、意見等、自由に取りたい。

山本委員、どうぞ。

山本委員

大きく2点、意見表明をしたい。

まず、報告事項の中期財政試算・ローリングについて。

報告を受けたが、要するにポイントは、平成20年度までに元金ベースでのプライマリーバランスを黒字化したいということで、もちろん、その通りになることが一番望ましいわけだが、ただ、青森県の財政の現状を考えた時に、相当難しい部分があるのではないかと思っている。

というのは、まず、県の経済成長率について04年度の状況が先般発表されたが、名目にしても、実質にしても、経済成長率が共にマイナスだという状況がある。そして、それを裏付ける県の財政の状況を見ると、県税収入についても、私は、これ以降好転をする見込みはないと思う。特に産業的にも、青森県の場合は公共事業に頼るという結果、建設業が多い。しかし、そういう産業が非常に落ち込んでいるという今の状況を見た時に、県税収入が取り立てて好転をするということでもない。また、全国的に見ても、青森県の場合は依然として最下位グループであることも考え併せ、あるいはまた、経常収支比率を見てもかなり高く、財政構造そのものが非常に硬直化して、自由に政策的な仕事ができないという状況もある。そのようなことから基金残高も年々減少している。言ってみれば、そういうようなことがありながら、新たなこの施策11項目を前倒して行いたいというところがポイントになるような気がする。

そこで、是非、改革というものを十分精査しながら進めていただきたい。できれば、20年度まで、この5年間の最終年度でプライマリーバランスが正に均衡を保つ、あるいは黒字化になることを一番期待する。それがまず1点。

そういうことによって、特に県民、あるいは行政に直接携わっている皆さんも含めて、県の職員など自治体の職員は、これまで賃金、あるいは労働条件面での痛みを受忍してきたわけなので、そろそろそういうことも考えた上で、20年度まである程度我慢をすれば、希望の灯があるということを踏まえて、執行していただきたい。

それから2点目は、資料3の27ページ。

民間活力の活用の中で民間移譲、これは指定管理者制度、あるいは市場化テスト等の関連も出てくると思うが、いわゆる福祉事業団の関

財政課
佐々木課長

係。釜臥荘はもう済んでいるので、問題は安生園、八甲学園、なつどまりの関係だが、実施内容等を見ると、これから処遇の維持、給与水準、老朽化した施設への対応をしていくとなっている。

まず、一つ質問だが、青森県すこやか福祉事業団を民間移譲する際に、税金、例えば、固定資産税などが民間になった場合にかかるのかどうか。

その上で意見を申し上げるが、一つは、これら福祉事業団を民間移譲する際に、やはり県としても、ただ放り出すということではなくて、条件を整備した上で引き受けさせるという、いわゆる支援策について多分考えているから、処遇等のこれらの項目が出てきているのだと思うが、そういう部分での処遇の維持、あるいは資料に書かれている給与水準や老朽化した施設の改善等についての支援策をまず万全にしたい。引き受けた事業者が、将来的に経営が立ち行くような支援策が最初から必要ではないかと思う。

また、利用者についても不便のないように、民間移譲されてもサービスが受けられる、あるいは、そこに働く職員の方々も処遇面を含めて安心して働くことができるということを是非お願いしたい。事業団と協議するということが、これに関連する労働組合があるとすれば、当然それはその現場の労働組合と協議を十分し、労使合意の上で対応していただきたい。

プライマリーバランスの黒字に絡んでローリング関係の質問があったので、まず私からお答えする。

財源不足の構成というのは、歳入と歳出のギャップが財源不足として出てくるので、財政を考えた場合には、歳入面と歳出面、両方の改革がある。

ところが、一地方公共団体として考えた場合には、まず、この歳入面については、自ら工夫する余地が非常に限られている。具体的に申し上げますと、基本的には県税収入が自前の収入としてあるわけだが、本県の場合は財政力指数が全国でも40番近いということで、一番下の方だということは、とりもなおさず交付税の依存度合いが非常に高い県だということである。これは、その時々々の国の施策、地方財政対策の状況で全く局面が変わってしまうという、物凄く国の影響を受けやすい体質が歳入面にあるかと思う。

そういうことで、この財政計画を立てる際には、確実に自ら努力し、取り組めることは歳出なので、まずは歳出の改革を徹底的にやるというのが基本になる。

その意味で、委員御発言のとおり、財政改革プランのパッケージで改革を示した時には、もちろん県職員も賃金の特例減額について庁内的にも理解をいただきながら、また、どうしても県民の皆様の痛みを

避けて通れない部分の改革もあるということで、基本的に聖域を設けないであらゆる分野の歳出の構造的な改革に取り組んでいる状況である。

もう一方、歳入面での状況も結果として好転すれば良いのだが、これも委員御発言のとおり、県税収入についても簡単に楽観した話ばかりはできないし、国の財政もこれはこれで危機的な状況にある。

ただ、希望めいた話にはならないかと思うが、例えば15年度から18年度にかけて、実は交付税が本県だけで見た場合でも376億円くらい単年度ベースでは影響があったが、現実の財源不足、帳尻の所では、15年度が172億円の財源不足、18年度が159億円の財源不足で、改善しているとはなかなか申し上げられないが、この間、財政改革プラン、更には行政改革大綱の更なる改定と、いろいろな手を尽くした対応をしながら、何とか財源不足の状況では踏み留まっているし、一方では、プライマリーバランスの状況も、この間、順次改善しているので、冒頭に報告申し上げたローリングも、20年度までの見通しの中で、19年度と20年度で更に改革を上積みする部分は入っていないので、19年度、20年度もまた引き続き徹底・加速に今後も努力し、何とか20年度の姿を説明できるような姿にしていきたいと考えている。

健康福祉政策課
内山企画調整報
道監

最初に、すこやか福祉事業団を民間移譲するに当たって、固定資産税がかかるかという質問については、定かではないので、よく調べて、後ほどお答えをしたい。

それから、すこやか福祉事業団の独立民営化は、平成19年4月を予定して現在いろいろな作業をしているところである。委員が言われるように、入所者や職員の処遇の低下を来たさないように、事業団の組合とも協議しながら給与水準等の検討をしているし、あるいは入所者の親の会にも適時説明をしながら、平成19年4月に向かって作業している。

山本委員

具体的な支援策は、当然考えて対応しているということによろしいか。

健康福祉政策課
内山企画調整報
道監

そのとおり。

今委員長

他に発言はないか。
程川委員、どうぞ。

程川委員

資料1、2、3の報告を伺ったところ、当初計画した時より素晴らしく良くなっていると感じている。

山本委員と同じく、気になる所は、今後の財政運営に当たっては、という報告資料の部分である。端的に申し上げますと、基金の復元の目標設定額は、なかなか示すことができないかと思うが、これは1億円でも増えたら基金復元という言い方ができる。やはり目標を設定していった方が良くと思う。

私はプロではないが、以前の資料を見て、県の貯金、基金残高という所がある。平成7年から平成18年度までであるが、その差違のところでは何故か4年周期か5年周期で底入れするような、例えば61億円の基金を使っている場合と、196億円、200億円までは満たない金額がピークだが、そういう波を感じた。であれば、数字的な簡単な話で恐縮だが、200億円を5年間払えるような貯金の残高が一つの波として必要だということは、安易に言い過ぎたかもしれないが、そういう感じからいっても、県民が安心できる貯金の残高を示すことが、これから県民の安心にも繋がるのではないかと思ったので、意見と、目標設定額はどれくらいに考えているか伺いたい。

財政課
佐々木課長

手持ちの預金としての基金を常にどのくらい抱えて財政運営していけばよいのかということについては、15年度の正に財政改革プランを策定した当時、一応の考え方を示し、何と言っても課題としては財政再建団体への転落回避が一つの至上命題であった。現実には、今般、北海道でも事例が出てきたし、都道府県の再建団体転落の一つの基準というのは、標準財政規模の5%を超える赤字を抱えた段階で移行するということで、当時、単年度での赤字が大体180億円から190億円くらいの赤字になると本県の場合は転落するので、その2年分くらいの余裕を手持ちで、要するに16年度の交付税ショックなど、いろいろ予測し難い変化があるので、それを受けつつ、その次の展開に結びつけるためには、2年くらいの余力が必要ということで、当時は380億円くらいは常に持っておきたいということが一つの目途であった。これは、今も現実的には変わっていないと思う。

ただ、標準財政規模が少し下がってきているので、今だと340億円とか350億円くらいのベースなのかもしれないが、大体オーダーとしてはそのくらい。

ところが、こういった地財ショックがあった以降、昨年示した段階では、もう少し目標年次を先に持とうと。この間、一気に260億円が単年度で削減されて、その影響を正にその年度だけで解消しようとするれば、これは一方で県のもう一つの課題である雇用や景気への影響に甚大なものがあるので、これは段階を経て歳出も構造改革していこうという方向であったので、そういう意味で、目標は変えないまでも、

もう少し達成年次を2010年代半ばに先送りせざるを得ない状況に陥ったわけである。

そういった意味で、現在その過程にあるので、先ほど申し上げたとおり、現時点では128億円の見込みになっているが、これは1年前を振り返れば8億円くらいだったものが、この間の努力で少しでも復元を図れた。また、最低でも財政改革プランが20年度までであるので、19年度の新たな取組、20年度の更なる上乘せの取組で、これをもっともっと改善した姿でお見せしたいと思っている。

目標は持っているが、現実問題として、到達するのにまだ時間がかかるという状況である。

程川委員

プロでなくて大変失礼だが、4年か5年の周期が差違の所であるので、その分析をしてみてもどうか。61億円と、基金取崩し額が少なくなっている。その1年、2年、そして3年、4年と波がある。知事が代わった時なのかどうなのか分からないが、何か波がある。これは数学的には大学の先生に分析してもらうことが結構なのかもしれないが、数字は大事なので、そんな分析方法もあるのかなと思い、意見した。

今委員長

周期が本当にあるものなのかどうか、何かの偶然なものなのか、その時の突発的なものなのか分からないので何だが、何かあるか。

財政課
佐々木課長

その辺は念頭になかったので、後で研究してみたいと思う。

今委員長

他にないか。
加福委員、どうぞ。

加福委員

総論としては、経費面で367億円削減し、平成20年度末を目指して進んでいくということで非常に結構なことだと思う。

一方で、先ほども出ていたが、リアクションというか、その効果という面で、やはり心配もあるのではないかと。行政改革の経済効果が、県民にどういう形で及んできているのかということも、非常に重要な視点ではないかと考えている。やらなければいけないので、これを進めていくことはそれで結構だと思うが、これからは、改革は質の問題に入ってくるのではないかと。これだけ目標があり、数字的には達成しても、その効果についてどうなのかと言った場合に、県民が泣いているということでは大変なことになる。そういう意味では、改革の質的な問題、いわゆる工夫というものが非常に求められるのだらうと思っている。

若宮行政改革・
危機管理監

一例を申し上げますと、下北少年自然の家の廃止問題については、むつ市とやり取りをして、最終的には存続するという事になったようだが、新聞を見て、これから0か100かではなくて、そういった決着の仕方を多方面にわたって工夫する必要があるのだろうと考えている。

経済的な効果、心理的な効果、いろいろ県民には与える影響があるだろうと思うが、短期的な問題、あるいは中長期的に県民がどうなるのかということが、やはり物差し、一番の価値観になるべきだろうと考えている。

今後の県の職員、あるいは、議会のチェック機能を発揮していただいて、急ぐもの、急がないもの、しかし数字的にはこれで達成できるというふうな非常に難しい工夫、行政改革の質が問われるということをお願いしたい。

正にお話のとおり。なぜ青森県は今、行政改革に取り組んでいるのかは、改革のための改革ではなくて、青森県の県民の幸せ、発展のための基礎固めが、今の局面に合わせて必要である。青森県の持続可能な行政運営のために、将来のために必要だということから行っている改革だというふうに承知している。言わば、角を矯めて牛を殺すような改革であってはならない。正に今の話のとおりだと認識している。

先日、この委員会に諮るに当たって、知事を本部長とする行政改革推進本部の会議でもこれが審議されたわけだが、その際にも知事からそういう指示があったところである。

今委員長

今年を取組についていろいろ意見を伺ったが、もう一つの議題で、資料4にあるが、これからやろうとしている新たな取組が11項目出ている。これは、例えば、公会計の整備等など国の方で議論が高まってきたもので、それを取り入れていこうということだろうと思う。このような新しい幾つかのアイデア、それから5年計画であるから、その計画の途中でいろいろ状況が変わるわけなので、その状況を取り入れていこうということだろうと思うが、この新しい取組について何か意見等はないか。

例えば、もっとこういうことをやるべきだとか、あるいは、これはそんなに重視しなくても良いのではないかなど。新しい取組に関して、何か意見があれば出していただきたい。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員

新しいことよりも、まず先ほどの各委員の質問に関連するが、367億円の削減効果があったという報告であった。しかし、逆な面から見れば、367億円の住民サービスが減ったのかなと思う。そういう

人事課
阿部課長

ようなことであれば駄目だということで、行政サイドもいろいろ努めていると思うが、ただ、財政と県の施策というのは矛盾するものがある。施策を進めていくことによって、やはりお金は使われていくという矛盾したところがある。その中で、やはり行政サイドの皆さん方がいろいろと効果的なもの、あるいはこの部分については、住民サービスがマイナスになるにも関わらず、やはり決断をして廃止にしていかなければならないということで展開してきたのだらうと思っている。

そこで、冒頭に考えていただきたいのは、まず行政サイドの機構改革。18年度の実施計画の一番先にも載っているが、そこをあまり急いで良いのかなという疑問がある。知事部局の行政機構の改革、一例を申し上げますと県民局。今、むつ、八戸、そして弘前と展開されているが、県民局長が現地に入り、地域のいろいろなものを聞きながら執行していると報告を受けているものの、その組織の機構から見れば、何かしら疑問を感じる一人である。

というのは、県民局長の下に、例えば、県土整備部、農林水産部、そういう執行機関の今までの所長が部長という立場に入っている。全ての県土整備に係るもの、あるいは農林水産等に係る執行上のものについての決裁をこの部長が行う。報告は県民局長には行っているのだらうが、実際、細かい所まで、今何がされているかということが、県民局長の所に行っていないような気がしてならない。

そういう中で、この県民局は今年度から初めて試して、知事の肝入りで作ったわけであるが、やはり組織上の形をきちんとしたものでやらないと、現場においていろいろしわ寄せになっているというようなことも聞いている。行政を執行する上で、組織のきちんとしたものを持っていないと、私は駄目なのではないかと思っている。急ぐ必要はない、というふうに話しておきたい。

本庁の組織についても、なかなか分かりにくい。グループリーダー、グループ副リーダー云々という呼び方はどうでも良いが、やはり分かりにくい組織体制になっているような気がする。そこへ行政改革という意味合いで、メスを入れていったらどうか。

今、阿部委員から組織機構の改革について、ただ急ぐだけでは駄目だというような話があった。

一例ということで、県民局の話であったが、委員から話があったように、この県民局というのは、今年初めて県内3箇所ですべて試行的に作っているものである。これまでなかった総合的な出先機関ということで、私共としても、いろいろな他県の事例や現実の今年の県民局の活動を踏まえながら、更にこれをもっと青森県らしいもの、もっと良いものにしていきたいと検討を進めているところである。

今年になって、県民局長の権限について、各部長、従来の所長であ

るが、そういう方々と県民局長との関係はどうあるべきなのか、いろいろなことを我々も検討している。それについては、今年度末の組織機構の改革に向けて、更に今の意見も踏まえて検討させていただきたい。

本庁についても、なかなか分かりにくいという話があった。当然、我々としても、行政改革の視点に立ちながら、分かり易い、簡素で効率的な組織を構築していきたいと考えているので、それについても今後検討させていただきたい。

今委員長

山本委員、どうぞ。

山本委員

この新たな取組事項については、先ほど少し意見を言ったが、この11項目については、当然、19年度、20年度の2年間のスパンでの工程表を作る必要があると思う。多分、考えているだろうと思うが、そういうことでよろしく願います。

今委員長

大黒委員、どうぞ。

大黒委員

だいが努力をしているのは大変評価できると思う。

ただ、私が前にも言ったと思うが、考えていただきたいのは、これはお金がかかるから民間委託する、外部委託する、アウトソーシングする。なぜ県庁の職員がやったらお金がかかるのか。その体質を考えていただきたい。民間であれば、外部委託したらお金がかかるから社員でやりましょうという発想が常に起こる。そうでなくて、なぜ県庁職員でやったらお金がかかるか。細かい事業をやるとか、減らすとかではなくて、そういう職員の持っている体質やコスト意識をもう少し詰めていただきたい。結果的には、サービスを下げて財政バランスを取りました、だけで終わってしまうことのないように願います。

今委員長

凡そ意見も出尽したかと思うが、よろしいか。

皆様からの意見として、改革の5年計画の3年目ということで、かなりいろいろなものに着手しており、具体的な反応が出てきている。それを踏まえた上で、もっと工夫をして欲しいとか、質が問われるとか、住民サービスについての配慮、従事している職員等の処遇等、いろいろな具体的なものが出てきているので、引き続き努力して欲しいと思う。これまでの財政の金額的なところは評価できるというようにまとめられるのではないかと思う。

それから、新たな行政改革の取組事項については、新しい項目で11項目出てきたが、これも工程表を作って具体的に進めて欲しいということで、これは了承ということでもよろしいか。

(異議なし)

ありがとうございました。

今後のスケジュール等について、説明をお願いします。

行政経営推進室
工藤副参事

今後のスケジュールだが、本年度のスケジュールとしては、今後、委員会に諮る新たな案件が生じない限り、本年度の委員会の開催は予定していない。その場合に、次回の会議は、平成18年度の取組実績を取りまとめるとともに、今回の新たな取組事項を踏まえ、工程を作るなど必要な計画の見直しを行った上で、来年5月頃に開催し、御審議いただきたいと考えている。

委員の皆様方には、御多忙中と存じますが、引き続き御協力をお願いします。

今委員長

ただ今のスケジュールでよろしいか。今年度はこれをもって終わり、来年5月にまた行うということである。

それでは、本日の会議はこれまでとする。

県側から何かあるか。

若宮行政改革・
危機管理監

本日は長時間にわたり、貴重な御意見等いただき、大変感謝申し上げます。本日承った意見、示唆等を、これからの取組の参考にしていきたい。

本日御覧いただいたように、今の行政改革大綱による取組は着実であり、私共から言うのも何だが、真摯に取り組んでいる。しかし一方で、骨太の方針2006にあるように、来年度から4年間ほど、国、地方を通じた改革第2期という位置付けになっており、これから青森県に限らず、地方にとって非常に厳しい状況が続くと予測される。そういうことから、委員方からも話があったように、大きな、広い意味での徹底・加速をし、取り組んでいかなければならないということで、本日御審議いただいた次第である。

これからも、本日の意見等を踏まえ、引き続き積極的に取り組んでいきたいと考えているので、引き続きよろしく願いしたい。

本日はありがとうございました。

行政経営推進室
工藤副参事

それでは、本日の会議はこれで終了する。

本日は、大変長い時間ありがとうございました。